

第七十二号議案

東京都自然公園条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和三年二月十七日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都自然公園条例の一部を改正する条例

東京都自然公園条例（平成十四年東京都条例第九十五号）の一部を次のように改正する。
第五十三条の次に次の一条を加える。

（使用料等）

第五十三条の二 知事は、別表第三の二に掲げる有料施設等の使用料を当該有料施設等の使用について、前条の承認を受けた者から徴収する。

2 前項の使用料の額は、別表第三の二に定める額の範囲内において規則で定める。

3 知事は、前条の規定により使用の承認に関する事務を行うに当たって必要があると認めるときは、予納金を徴収することができる。

4 前項の予納金は、使用料に充当するものとする。

5 第一項の使用料及び第三項の予納金の徴収方法は、規則の定めるところによる。

第五十四条第一項中「前条」を「第五十三条」に改める。

第五十五条中「指定管理者」を「知事又は指定管理者」に改め、「ときは、」の下に「知事は第五十三条の二第一項の使用料を、指定管理者は」を加える。

第六十二条中「、占用料」の下に「、予納金」を加え、同条ただし書中「及び占用料」を「、占用料及び予納金」に改め

る。

第六十六条の三第三項を次のように改める。

3 前項の場合にあっては、第五十三条の二及び別表第四の規定を準用する。この場合において、同条第一項及び第二項中「別表第三の二」とあるのは「別表第四」と、同条第二項中「規則で」とあるのは「知事が」と、同表中「利用料金」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。

別表第二中「二万三百円」を「一万八千円」に改める。

別表第三中「九十二円」を「九十四円」に改め、同表の次に次の一表を加える。

別表第三の二（第五十三条の二関係）

一 有料施設の使用料

(一) テニスコート

名称	単位	使用料
東京都立大島公園テニスコート	一箇所一回（一時間以内）	四百円

(二) 宿泊施設

名称	種別	単位	使用料
東京都立大島公園海のふるさと村	一般	一人一泊	二千円
セントラルロッジ	小学生（小学校（義務教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部及びこれらに準ずるものを含む。）の児童をいう。以下同		千六百円

		キャンプ場			
フリーテントサイト		デッキテントサイト		学齢に達しない者（一ベッド使用の場合）	
小学生及び中学生	一般	小学生及び中学生	一般	じ。）及び中学生（中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の中学部及びこれらに準ずるものを含む。）の生徒をいう。以下同じ。）	
		一人一泊			
百円	二百円	百五十円	三百円	八百円	

二 有料用具の使用料

種別	種類	単位	使用料
デッキテント	東京都立大島公園海のふるさと村キャンプ場内において使用する場合	一組一泊	四千元
フリーテント	東京都立大島公園海のふるさと村キャンプ場内において使用する場合	一組一泊	二千元
毛布	東京都立大島公園海のふるさと村キャンプ場内において使用する場合	一枚一泊	二百円

別表第四 一の項を次のように改める。

一 有料施設の利用料金

名称		種別		単位		利用料金	
東京都立奥多摩湖畔公園山のふるさと村		ケビン		一室一泊		二万円	
		四人用		一室一泊		一万円	
東京都立多幸湾公園		キャンプ場		フリーテントサイト		一人一泊	
		デッキテントサイト		一人一泊		千円	
フリーテントサイト		小学生及び中学生		二百円			
		一般		四百円			
デッキテントサイト		小学生及び中学生		五百円			
		一般		千円			

別表第四 二の部デッキテントの款東京都立大島公園海のふるさと村キャンプ場内において使用する場合の項及び同部フリーテントの款東京都立大島公園海のふるさと村キャンプ場内において使用する場合の項を削る。

附 則

- 1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、この条例による改正前の東京都自然公園条例の規定により、既に納付すべきものとされているこの条例の施行の日以後の使用又は占用に係る使用料又は占用料については、なお従前の例による。

(提案理由)

有料施設等の使用料に係る規定を設けるほか、使用料及び占用料の上限額を改定する必要がある。